

分類	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 他	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで (発症当日はカウントしない。発症日翌日を1日目とする。)
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (発症当日はカウントしない。発症日翌日を1日目とする。)
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹がなくなるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の感染症 手足口病 マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症 伝染性紅斑(リンゴ病) 感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎) ヘルパンギーナ など	